

事業主の皆さまへ

死亡災害が多発しています！



令和8年5月末で、すでに6名の尊い命が失われています

労働災害防止対策の徹底を！

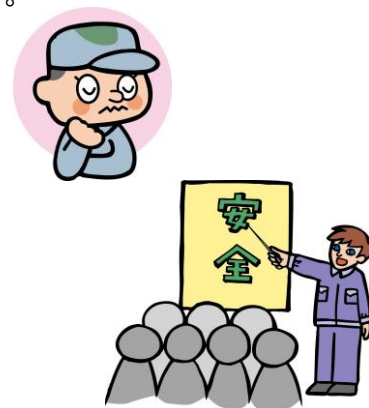
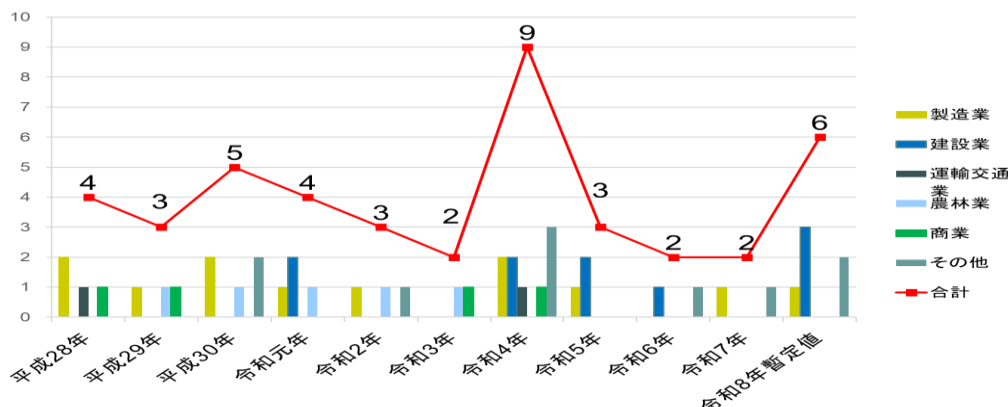
静岡署管内では、令和8年1月以降死亡災害が多発し、5月末現在で6名の方が亡くなっています。これは、令和7年1年間の死亡者数と比較して4名の増加となっており、県内の監督署の中で最も多く発生している状況です。

また、県内全体でも死亡者数は17名となり、令和7年1年間の死亡者数と同数となっています。

管内における業種別発生状況では、建設業で3名、製造業で1名、土石採取業で1名、漁業で1名となっており、特に建設業での発生が多い状況にあります。

また事故の型別では、挟まれ・巻き込まれで2名、墜落・転落で1名、崩壊・倒壊で1名、交通事故で1名、おぼれで1名となっています。

死亡災害はあってはならない労働災害です。皆様におかれましては、労働災害の防止のために企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくとともに以下の取り組みを徹底してください。



労働災害防止対策（事業場における実施事項）

- 1 機械設備の稼働部に近づく時は、必ず設備を停止してから作業を行いましょう
- 2 高所で作業を行うときは、手摺りの設置や墜落制止用器具を必ず使用しましょう
- 3 リスクアセスメントを実施し、その結果に基づき所要の対策を講じましょう
- 4 作業手順書を整備し、労働者へ周知・教育を行いましょう
- 5 雇入れ時、作業内容変更時には、各種教育を確実にに行いましょう
- 6 毎月1回、次のことを実施しましょう
 - (1) 事業主、安全衛生責任者による職場巡視
 - (2) 作業員からのヒヤリ・ハット事例の報告・集約
 - (3) 安全衛生委員会等の開催
 - (4) 職場ごとの安全ミーティングの開催

※主な業種別の対策については裏面をご参照ください



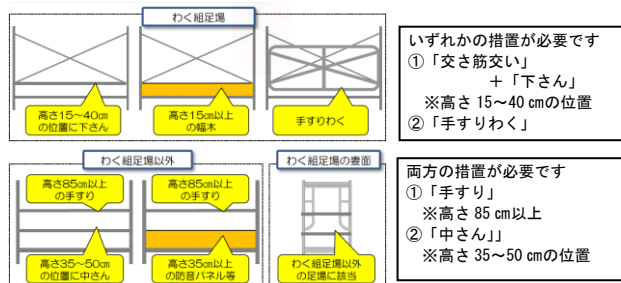
静岡労働基準監督署

(R8.6)

建設業における労働災害防止対策

☆建設業においては、墜落・転落災害が最も多く発生し、特に開口部、足場上、はしご等（はしご、脚立）からの墜落が多く発生しています

○労働安全衛生規則に基づく足場を設置しましょう



○開口部には手摺り等を設置しましょう
○はしごが動かないように固定しましょう
○墜落制止用器具、保護帽を使用させましょう
○ドラグ・ショベル（バックホウ）など車両系建設機械との接触等は重篤な災害につながります
○立入禁止措置又は誘導者の配置を確実にしましょう（誘導者とは交通誘導者のことではありません！）

製造業における労働災害防止対策

☆製造業においては、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害が多く発生しています

○はさまれ・巻き込まれ災害を防止するため、使用する機械に安全ガード（覆い、ふた、囲い）を取り付けましょう。また、**清掃を行うとき、異物を取り除くときには必ず機械を停止させてから行いましょう**

○機械に非常停止装置が付いているか確認しましょう



○転倒災害を防止するため、床面、階段及び通路はつまずきや滑りの原因となる凸凹や水ぬれ等を取り除きましょう

○労働者に対する教育の内容は、次のようなものがあります

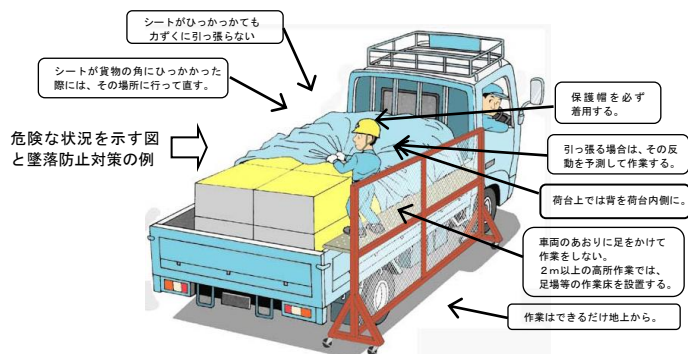
- ①機械の各部の構造及び機能
- ②機械の正しい取扱方法及びトラブル時の対応
- ③関連機器及び連動する機器の取扱方法
- ④作業規程
- ⑤作業開始前点検及び定期点検
- ⑥災害事例
- ⑦関係法令

陸上貨物運送業における労働災害防止対策

☆陸上貨物運送業においては、墜落・転落災害、転倒、動作の反動・無理な動作による災害が多く発生しています

○荷の積み降ろし作業時は昇降設備を設置しましょう

○荷役作業中は、保護帽を着用しましょう



○「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく安全管理を行いましょう

○腰痛予防対策に係る教育を行いましょう。（陸上貨物運送業・第3次産業共通）

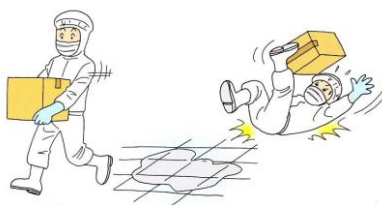
腰痛は物を持ち上げる動作を行うときに多く発生しています
腰部に負担が掛からないよう動作姿勢には十分注意してください
・荷に正しく向き、膝を軽く曲げ、腰を落とし、背筋を伸ばしてしっかり持つこと
・床上 50 cm 以下又は胸より高い位置で取り扱わないこと
・荷物の重量がおおよそ 55 kg を超える荷は 2 人以上又は台車により取り扱うこと

商業・社会福祉施設等第3次産業における労働災害防止対策

☆商業・社会福祉施設などにおいては、転倒災害や腰痛災害などの行動災害が多く発生しています

○床面、階段及び通路はつまずきや滑りの原因となる凸凹や水濡れ、ごみが無い状態にしましょう

○段差のある場所には、注意喚起の表示をしましょう



○4 S 活動（整理・整頓、清掃、清潔）を推進し、転倒災害防止対策を講じましょう

○安全衛生管理体制（衛生管理者、衛生推進者、衛生委員会等）を構築しましょう

